

## VCN(バーチャルカードナンバー)利用特約

### 第1条(目的等)

- 1.本特約は、カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」といい、当社およびJCBを併せて「両社」という。）が、両社所定の「会員規約（大型法人用）」（以下「会員規約」という。）の適用を受ける法人会員のうち、両社所定の「JCB法人力カードステーション利用規定」（以下「原規定」という。）に基づくサービス（以下、当該サービスおよび当該サービスを提供するためのWEBサイトのことを「JCB法人力カードステーション」という。）を利用する者（以下「法人会員」という。）に対して提供する、「VCN（バーチャルカードナンバー）」に関するサービス（以下「本サービス」という。）の利用に関するサービス内容、利用方法、利用条件その他両社と法人会員との間の契約関係（以下、本サービスにかかる法人会員と両社との間の契約関係を「本契約」という。）について定めるものです。
- 2.本特約に定めのない事項については、会員規約および原規定が適用されるものとします。また、会員がVCNを用いずにJCBカード取引システムを利用する場合（会員は、特に手続きを要することなく、引き続き会員規約に基づき発行されたカードを利用することができます。）については、本特約は適用されず、引き続き会員規約およびその他の付属規定のみが適用されるものとします。

### 第2条(用語の定義)

本特約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本特約において特に定めのない用語については、会員規約および原規定におけるものと同様の意味を有します。

- (1)「利用者」とは、会員のうち、本サービスのトークン番号を用いてショッピング利用を行うカード使用者をいいます。
- (2)「VCN」とは、両社が法人会員に提供する、両社が発行するトークン番号を用いてショッピング利用ができるサービスをいいます。
- (3)「指定カード」とは、利用者がVCNを用いてJCBカード取引システムを利用した場合に、ショッピング利用代金等を支払うためのカードとして、原規定に定める管理責任者または管理統括者が指定したカードをいいます。
- (4)「トークン番号」とは、利用者がVCNを使用して指定カードによるショッピング利用を行う場合にのみ使用することが可能な番号であつて、指定カードごとに利用者に発行される番号をいいます。なお、利用者が同一の指定カードを用いてJCBカード取引システムを利用する場合であっても、管理責任者がVCNの新たな利用を申請する都度、異なるトークン番号が発行されます。

### 第3条(契約手続き等)

- 1.両社の指定する種別のカードの法人会員の管理責任者が会員規約に定める法人会員の代理人としての権限を行使して本特約に同意のうえ、本契約の申し込みを行い、両社が審査のうえ承認した場合に、法人会員と両社との間で本契約は成立します。本契約の成立は、JCB法人力カードステーション上の本サービスの画面表示の追加をもって、法人会員および管理責任者、管理統括者、管理担当者（以下「管理責任者等」という。）に通知されます。
- 2.管理責任者等が本サービスを利用する場合、前項の手続きが終了した後、管理責任者等がJCB法人力カードステーションにログインすることによって、本サービスを利用することができます。管理責任者等は、JCB法人力カードステーションの認証情報が本サービスを利用するためにも用いられる認識の上、原規定に基づき、認証情報を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

### 第4条(本サービスの内容等)

- 1.本サービスの内容および留意事項は、本特約に定められるほか、JCB法人力カードステーションの画面上または両社別途公表するサービス説明（「ご案内」、「ご利用上の注意」等の表題のものを含みますが、それらに限られません。）に表示されますので、法人会員および管理責任者等はこれらの内容を確認し、了承の上、本サービスを利用するものとします。
- 2.両社は、営業上その他の理由により、本サービスの内容を変更し、または本サービスを終了することができるものとします。この場合、両社は、原則として、事前にJCB法人力カードステーション上で公表するか、JCB法人力カードステーションに登録された管理責任者等のEメールアドレス宛に通知します。ただし、当該変更が軽微な変更である場合、その他法人会員、管理責任者等または利用者に特段の影響がない場合には、この限りではありません。

### 第5条(トークン番号等)

- 1.両社は、第3条に基づく本契約の成立後、管理責任者または管理統括者がJCB法人力カードステーションを通じて指定カードを指定し、両社に対してVCNの利用を申請した場合、利用者に対して、トークン番号ならびに、その有効期限およびセキュリティコード（以下、トークン番号ならびにその有効期限およびセキュリティコードを併せて、「トークン番号等」という。）を発行します。この場合、トークン番号等は当該利用申請を行った管理責任者または管理統括者に対してJCB法人力カードステーション上で表示され、当該管理責任者または管理統括者は次条で定める方法により利用者に当該トークン番号等を通知するものとします。また、JCB法人力カードステーションを通じて管理責任者等はトークン番号等の照会ができます。
- 2.利用者がVCNを使用して指定カードによるショッピング利用を行う場合、利用者が加盟店に対して、さらに加盟店からJCBに対してトークン番号が通信されることにより、利用者が指定カードによる決済を選択してショッピング利用を行ったことが特定されます。ただし、第9条第3項に定めるショッピング利用の場合は、これとは異なる方法が取られます。

### 第6条(トークン番号等の管理)

- 1.第9条に定めるとおり、トークン番号等を使用することによって、非対面取引において、カードを提示することなくショッピング利用をすることができますので、法人会員、管理責任者等および利用者は、トークン番号等について厳重な管理を行うものとします。
- 2.管理責任者および管理統括者は、前条第1項に基づき利用者に対してトークン番号等を通知する場合には、通知中または通知後に第三者にトークン番号等を知られることのないよう安全な方法で通知を行うものとします。
- 3.利用者は、管理責任者または管理統括者から通知を受けたトークン番号を第三者に知られることのないよう安全な方法で保存および管理するものとします。
- 4.管理責任者および管理統括者は、発行を受けたトークン番号等を継続して使用する見込みがない場合には、トークン番号等を無効にする申請または利用期間（第8条第1項②に定めるものをいう。以下同じ。）の変更を行うなどの適切な措置を講ずるものとします。また、利用者は有効期限内のトークン番号等を利用することがなくなった場合には、トークン番号等が第三者に漏えいすることができないよう安全な方法で消去するものとし、また第三者に漏えいするおそれのあるある状態で廃棄してはならないものとします。
- 5.法人会員、管理責任者等および利用者は、トークン番号等を指定カードのカード使用者以外の第三者（法人会員の役職員であるか否かを問わない。）に預託または使用させることを一切してはなりません。
- 6.法人会員、管理責任者等および利用者は、トークン番号等を本契約の目的のためにのみ使用することができるものとし、前各項に定めるほか、善良なる管理者の注意をもってトークン番号等を管理しなければなりません。
- 7.管理責任者等および利用者は、以下のいずれかに該当する場合、直ちに両社所定の方法で両社に届け出るものとします。
  - (1)トークン番号等の紛失、漏えい、盗難もしくは詐取等（以下、これらを併せて「紛失・盗難等」という。）があった場合、またはそのおそれがある場合
  - (2)トークン番号等を他人に不正に使用された場合、またはそのおそれがある場合

- 8.法人会員および管理責任者は、自己の責任において、管理責任者等および利用者に対して、本条の内容を周知し、同人らをして遵守させるものとし、同人らが本条の内容を遵守しなかったことにより発生した事象および損害について、法人会員が一切の責任を負うものとします。

### 第7条(付帯サービス)

利用者が本サービスを利用する場合、法人会員が会員規約に基づき提供を受けられる付帯サービスの一部について、サービスの提供を受けることができない場合があります。

## 第8条（トークン番号の利用範囲）

1. 管理責任者または管理統括者は、VCNの利用申請時に、両社所定の範囲内で以下の①から④について、トークン番号の利用範囲を指定することができ、利用者は当該指定の範囲内でトークン番号を使用してショッピング利用することができます。
  - ①利用可能回数の制限
  - ②利用期間（VCNの有効期限とは別の管理責任者または管理統括者がトークン番号の利用可能な期間として具体的に定める期間をいい、VCNの有効期限の範囲内で指定することが可能です。）
  - ③1回あたりの利用金額の上限額
  - ④利用可能な加盟店の国内外の種別
2. 前項③にかかわらず、利用者は、会員規約に基づき指定カードの利用が認められた金額の範囲内でのみ、トークン番号を使用してショッピング利用することができます。
3. 前項④の機能は、トークン番号の利用を国内加盟店または国外加盟店のいずれかのみに制限することを指定できる機能です。なお、当該制限機能は、カード会社が国内加盟店または国外加盟店として加盟店契約を締結している加盟店についてカード利用を制限する機能です。このため、国内加盟店でのみ利用できるように制限した場合、加盟店の店舗所在地が日本国内であったり、日本国内向けのWEBサイトであったりしても制限の対象となる場合があり、その反対に加盟店の店舗所在地が日本国外であったり、日本国外向けのWEBサイトであったりしてもカード利用できる場合があります。一方、国外加盟店でのみ利用できるように制限した場合、加盟店の店舗所在地が日本国外であったり、日本国外向けのWEBサイトであったりしても制限の対象となる場合があり、その反対に加盟店の店舗所在地が日本国内であったり、日本国内向けのWEBサイトであったりしてもカード利用できる場合があります。また、一部の取引については制限の対象となりません。法人会員、管理責任者等および利用者は、当該機能が上記の制約に基づいて提供されるものであって、法人会員自身の責任によるカード利用の管理を支援する補助的な手段に過ぎないことを理解の上で、当該機能を利用するものとします。
4. 管理責任者または管理統括者は、VCNの利用申請時に、トークン番号に対して、両社所定の範囲内で明細を特定するための任意の文字（以下「明細管理メモ」という。）を指定することができます。トークン番号に明細管理メモを指定した場合、当該トークン番号を用いたショッピング利用分について、会員規約に定める指定カードの明細に、当該明細管理メモが表示されます。
5. 管理責任者または管理統括者は、第1項または前項で指定した内容を、本サービスの仕様上認められる範囲内において、変更することができます。

## 第9条（ショッピング利用）

1. 利用者は、会員規約に定める加盟店のうち、インターネット等による非対面取引を行う加盟店においてのみ、トークン番号を用いてショッピング利用することができます。ただし、当該加盟店であっても、加盟店のWEBサイト上にカード番号を登録する方法をとる加盟店においては、トークン番号を登録することができず、本サービスを利用できない場合があります。
2. 利用者は、本サービスを用いて前項のショッピング利用をする場合、指定カードのカード番号等ではなく、トークン番号およびその有効期限を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えて、トークン番号にかかるセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。
3. 通信料金等両社所定の継続的役務のうちJCBが認める加盟店については、利用者がトークン番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。法人会員は自らまたは利用者をして、加盟店に登録したトークン番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとし、また加盟店に登録したトークン番号の有効期限が到来する場合には、その到来前に、新たに発行されたトークン番号等を加盟店に登録する等、他の決済方法を加盟店に申し出るものとします。また、法人会員に、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、法人会員は会員規約に従い、支払義務を負うものとします。
4. 利用者が、本条に基づき加盟店において、本サービスを利用した場合、利用者は指定カードによりショッピング利用したものとみなされ、法人会員は、指定カードのその他のカード利用代金と併せて、会員規約に基づき、当社に対して支払いを行うものとします。
5. 利用者は、会員規約の定めに基づき、ショッピング利用の制限が課される場合、本サービスの利用もできません。

## 第10条（トークン番号等の不正利用）

1. トークン番号等を紛失・盗難等されたことにより、他人にトークン番号等を使用された場合、それらのカード利用代金は法人会員の負担とします。
2. 前項にかかわらず、法人会員、管理責任者等または利用者（以下、これらを総称して「利用者等」という。）のいずれかがトークン番号等の紛失・盗難等の事実もしくはトークン番号等を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社またはJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、当社またはJCBの請求により両社所定の紛失・盗難等届を当社またはJCBに提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたトークン番号等を他人が不正に使用したと認められるもののうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。
3. 他人が利用者のトークン番号等を不正に使用したカード利用のうち、明細（会員規約に定めるものをいう。）について次の(1)、(2)のうちいずれか早い方の日（なお、日にちを特定するにあたっては、会員規約（届出事項の変更）第3項が適用されるものとする。）から60日以内に、会員が前項に基づき当社またはJCBに対して通知をした場合に、当該明細に情報が初めて記載されたカード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免責対象とします。なお、トークン番号等が不正に使用されたカード利用の支払区分がショッピング2回払いである場合には、これらのカード利用が初めて記載された明細を基準として、60日が経過していないか否かを判定するものとし、2度目以降の記載にかかる明細を基準とはしません。
  - (1)当社が明細確定通知を法人会員が登録したEメールアドレス宛に送信した日
  - (2)当社が法人会員に対して明細を送付した場合にあっては、当該明細が法人会員の届出住所に到達した日
4. 法人会員、管理責任者等および利用者は、トークン番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはトークン番号等を使用した他人が利用者または法人会員の役職員等と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき法人会員がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。
5. 第2項および第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、法人会員は第1項に基づいて、カード利用代金を当社に支払うものとします。
  - (1)利用者等のいずれかが第6条に違反したとき。
  - (2)法人会員の役職員等、利用者等の家族もしくは親族（同居の有無を問わない。）、同居人、法定代理人、留守人その他利用者等の依頼もしくは同意に基づき利用者等やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる利用者等の関係者（以下「会員関係者」という。）がトークン番号等を使用したとき。なお、この場合、利用者等のトークン番号等の管理にかかる過失の有無および利用者等の本特約への違反の有無を問わないものとします。
  - (3)利用者等（法人会員にあっては、その理事、取締役または法人等の業務を執行するその他の機関）が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がトークン番号等を盗取することが困難ではない状況下においてトークン番号等を記載または記録した媒体を自己の身の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、利用者等または会員関係者のいずれかの故意または重過失によって紛失・盗難等が生じたとき。
  - (4)利用者等のいずれかが当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCB等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。

- (5) 第2項に定める通知もしくは両社所定の紛失・盗難等届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。
- (6) 利用者等のいずれかが第4項に違反したとき。
- (7) トーカン番号等の使用の際、J/Secure(TM)利用者規定に基づく認証がなされた場合（ただし、当該認証がなされたことにつき利用者等に故意または過失が存在しない場合を除く。）。
- (8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。
- (9) その他会員規約、原規定または本特約に違反している状況において紛失・盗難等が生じたとき。
6. JCB法人カードステーションの認証情報を第三者に不正に使用されてトーカン番号等を発行され、当該トーカン番号等を使用された場合には本条の適用ではなく、JCB法人カードステーション利用規定に基づき、それらのカード利用代金は法人会員の負担となります。
7. 両社は、本条に定めるカード利用代金の法人会員による負担およびその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。両社が当該変更を行う場合には、原則として3ヵ月前までに法人会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら法人会員の利益となるものである場合、その他法人会員に不利益を与えると認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、法人会員に対して事前に通知のうえ当該変更を行うことができます。

#### 第11条（一時停止等）

1. JCBは、本サービスを提供するためのシステム（以下「VCNシステム」という。）の定期的な保守点検および更新を行うために、本サービスを一時停止することができます。一時停止をする期間は、JCBのWEBサイトまたはJCB法人カードステーションのWEBサイトで公表します。
2. JCBまたは当社は、以下のいずれかに該当する場合、利用者等に対する事前の通知または公表なく、本サービスを一時停止または中止することができます。
- (1) VCNシステムの保守点検または更新を緊急に行う必要がある場合
- (2) 火災、天災、停電その他の不可抗力により、本サービスの運営を継続することが困難な場合
- (3) 本サービスまたはVCNシステムのセキュリティ上、JCBが本サービスを一時停止または中止する必要があると合理的に判断した場合
- (4) 上記各号のほか、JCBまたは当社が本サービスを一時停止または中止する必要があると合理的に判断した場合

#### 第12条（免責）

1. 両社は、以下の事由により、利用者等が本サービスを利用できない場合であっても、一切の賠償責任を負いません。
- (1) VCNシステムの不具合もしくは故障、または通信事業者の提供するサービスの不具合もしくは故障が起因する場合
- (2) 前条に基づき、本サービスが一時停止または中止された場合
2. 両社は、自己の故意または重大な過失による場合を除き、本サービスの利用に起因または関連して生じた法人会員の損害等について、一切責任を負わないものとする。

#### 第13条（解除等）

1. 両社は、利用者等が本特約に違反し、両社が利用者等に対して相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、相当期間経過後も是正がなされない場合には、利用者等に対して通知を要することなく、本契約を解除できます。
2. 次の(1)または(2)のいずれかに該当するときは、両社からの催告および通知を要せず当然に、また(3)から(5)のいずれかに該当するときは、両社からの通知により、本契約は終了します。
- (1) 法人会員が退会したとき、または法人会員が会員資格を喪失したとき
- (2) 法人会員がJCB法人カードステーションの利用登録を抹消したとき
- (3) 利用者等が本特約に違反し、当該違反が重大な違反に当たるとき
- (4) 法人会員の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (5) 利用者等による本サービスの利用状況が適当でないと両社が判断したとき

#### 第14条（準拠法）

本契約に関する準拠法は日本法とします。

#### 第15条（合意管轄裁判所）

法人会員は、法人会員とJCBまたは当社との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、法人会員の住所地またはJCB（法人会員とJCBとの間の訴訟の場合）もしくは当社（法人会員と当社との間の訴訟の場合）の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### 第16条（本特約の改定等）

1. 両社は、民法の定めに基づき、法人会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として法人会員に対して当該改定につき次項に定める方法で周知します。ただし、当該改定が専ら法人会員の利益となるものである場合、または法人会員への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員に不利益を与えないとい認められる場合には、公表のみとする場合があります。
2. 両社が法人会員に周知する方法は、JCB法人カードステーションに登録された管理責任者等のEメールアドレス宛の通知、またはJCB法人カードステーションのサイト上への案内掲載によるものとします。

（VCN01・20260331）